



平成 24 年 11 月 28 日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

ドイチェ・アセット・マネジメ

回 答 書

拝啓 晩秋の候、貴団体いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴団体より平成 24 年 10 月 30 日付にていただきました「申入書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

1. 「申入れの趣旨」について

貴団体は、「申入書」において、当社が設定する「DWS 欧州ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）（ただし、円コース除く）」（以下「本件ファンド①」といいます。）ならびに「ドイチェ・グローバル REIT 投信（通貨選択型）（ただし、円コース、マネープールファンド除く）」（以下「本件ファンド②」といい、本件ファンド①と総称してまたは個別に「本件ファンド」といいます。）の各交付目論見書（以下、総称してまたは個別に「本件目論見書」といいます。）について、「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」およびそれに類する文言（以下、総称してまたは個別に「為替ヘッジ等」といいます。）の記載を削除または別の表現に変更するよう要請しておられます。

当社は、後述の通り、本件目論見書における現行の記載内容については不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます。）をはじめとする適用法令に照らして問題のあるものではないと判断しておりますが、お申入れを検討した結果、「為替ヘッジ等」を別の表現に変更することにより、本件目論見書が投資家・受益者の皆様にとってよりわかりやすいものになると判断し、貴団体の「申入れの趣旨」を受け入れ、対象となる文言を変更いたします。



2. 本件目論見書の現行記載内容に係る当社の認識

貴団体は、本件目論見書が本件ファンドを「実際のものよりも著しく優良」であると表示するもので、景品表示法に違反すると指摘されています。

しかし、本件目論見書は、表紙裏面の「属性区分」において「対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載」していると明記した上で「為替ヘッジなし」と記載しており、本件目論見書冒頭部分において、本件ファンドが円に対する外国通貨の為替変動リスクを低減する手法としての為替ヘッジを行っていないことを明確に示しています。また、本件目論見書の「2. 投資リスク③為替変動リスク」（本件ファンド①の場合）ないし「2. 投資リスク②為替変動リスク」（本件ファンド②の場合）等において、円コース以外については対円での為替変動の影響を受ける旨を明確に記載しています。

以上から、当社といたしましては、本件目論見書は、一般消費者にとって、本件ファンドが対円での為替ヘッジを行うものとの誤認を招くものではなく、したがって、本件ファンドを「実際のものよりも著しく優良」であると表示するものとはいえ、景品表示法に違反するものではないと考えます。

3. 今後の対応について

以上のとおり、当社といたしましては本件目論見書は景品表示法に違反するものではないと考えておりますが、当社は、投資信託の交付目論見書および関連する資料の作成にあたっては、平易な表現、図表、グラフを用いる等により、対象となる投資信託の特色や内在するリスクが投資家・受益者にわかりやすく表示されるよう常に工夫を行っており、一般の貴団体のお申入れを契機として、本件目論見書だけでなく、本件ファンドに関連するその他の投資家向け資料（販売用資料等）（以下「本件ファンド関連資料」といいます。）についても、投資家・受益者にとってよりわかりやすいものになるよう全体的な見直しを実施し、「為替ヘッジ等」の文言の変更を行う予定です。

なお、現在、社団法人投資信託協会におきましても通貨選択型投資信託に関する規定等について協会規則の改正を行う方向で検討を開始しており、現行の協会規則に含まれる為替ヘッジ等にかかる文言についても変更される方向にあるとの情報を得ております。

従いまして、当社の本件目論見書および本件ファンド関連資料の変更作業も投資信託協会の規則改正の方向性・内容を踏まえ行うこととなりますが、変更の時期については、具体的な変更内容の検討や印刷物の作成等に要する時間を考慮し、次回の本件目論見書の定期改訂時（本件ファンド①については平成 25 年 2 月 26 日、本件ファンド②については平成 25 年 3 月 16 日）を予定しています。

当社といたしましては、投資家保護の精神に則り、これからも投資家・受益者の皆様に対するよりわかりやすい情報の提供に努めて参る所存です。

貴団体におかれましては、今後とも、当社にご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上